

理工学教育最前線特集 特集記事 1

科学技術基本計画の策定と学術研究の振興

坂本幸一

文部省 学術国際局 学術課 課長

Kouichi Sakamoto

The Science and Technology Basic Plan, and Scientific Research in Universities

1 はじめに

科学の著しい進展や、社会経済の変化に伴い、大学等における学術研究に対する国民の期待は従来にない高まりを見せている。このような中、科学技術創造立国を目指した科学技術基本計画が策定されたことは、我が国の科学技術、学術研究にとって大きなメルクマールである。

本稿では、大学等における学術研究に焦点を当て、科学技術基本計画（以下「基本計画」という。）の内容を主に大学等における学術研究の視点から概観することとしたい。

2 未来への先行投資としての学術研究

2.1 学術研究の意義と特質

学術研究は、真理の探究を目指して行われる普遍的な知的創造活動である。つまり、学術研究の推進の原動力は、諸事象の真理を究めたいという研究者個々人の純粋な知的好奇心と熱意にある。学術研究の最先端に行く研究者から見れば、「そこに山があるから」と答えた登山家のように、一つの真理を究めれば、無数の解明すべき疑問が見い出され、「そこに疑問があるから」、更に新たな広野に踏み込んでいくという営みが繰り返されていく。真に独創的な研究は、このような過程の中で、研究者の自由闊達な発想を源泉として生み出されるものである。その観点から、学術研究の振興施策は、従来から、学問（研究）の自由を保証することを大前提として、あらゆる研究分野において、広く基盤的な研究環境を改善・整備することを基本としてきた。この振興方策は、一見ばらばらに行われているように見える研究でも、それらが継続的に行われ、新しい知見が社会全体で少しずつ蓄積されていくうちに、いつの日か、ある卓越した研究者の「ひらめき」により、各々の研究成果が有機的に結びつき、当該研究のブレークスルー、ひいては大発見につながるという学術研究の特性にも合致したものであった。

また、独創的で優れた研究は、学術研究の領域のみならず、

往々にして、社会に対しても飛躍的な波及効果を与えることにより、我々の日常生活を支え、豊かにする役割を果たすなど、社会発展の基礎となり得る。大学における学術研究を外部の干渉を受けることなく、自由に自主的に行い得る環境を保証する学問の自由が、近代社会における基本的な社会的規範として定着しているのも、長期的には、それが人類社会の健全な発展にとって有益であるという歴史的体験の所産といえる。

さらに、優れた学術研究の成果は、人類の知的共有財産として、それ自体、文化的価値を形成するものである。学術研究の成果は、ひとり研究者のみに資するものではない。たとえばそれが原始宇宙の解明のための最先端の研究など実社会に「すぐに役立つ研究」ではなかったとしても、我々が考える動物（ホモ・サピエンス）である限り、研究に直接携わることのない者にとっても、その成果により新鮮な「驚き」を体験し、真理への「ロマン」をかき立てることによって、その個人の人生を豊かにするものとなり得る。このような側面は、短期的な視点では、決して定量化できるものではないが、逆に目先の計算では測定しようのないようなこの「驚き」や「ロマン」を大切に育む文化を持っているという点において、その国は国際社会において尊敬を獲得することができ、国民自身も夢と誇りを手にする結果ともなる。

一方、学術研究には、世界の最先端の研究活動を行い得る優れた研究者の養成をはじめとした次世代を担う人材の養成機能が期待されている。学術研究は、一人の研究者によって完結するものではなく、長い年月によって先人の築いた研究成果の蓄積を学び取り、その基盤に立って、研究者独自の創造的視点を付加した上で、その成果を更に次世代に伝えていくという「知的資産ひいては文化の伝承」の側面を有している。大学は、最先端の学術研究の成果を若い世代に教授することにより、この「継承」活動が体系的に行われている場であり、そうした意味で、教育活動と研究活動とが一体的、総合的に推進される必要がある。

2.2 学術研究をめぐる諸情勢の変化

現代社会は、高度情報化社会の到来、国境を越えたグローバル社会・ボーダーレス社会への移行、国際的な経済競争の激化、環境問題等地球規模で解決すべき課題の発生など大きな変革の時代を迎えているが、このような社会の中で、大学等における学術研究をめぐる諸情勢も急速な変化を遂げようとしている。

第1に、近年の学術研究は、著しく専門分化し、研究の最先端はますます精緻化する反面、個々の専門分野を超えた境界領域、あるいは複合領域における研究の必要性が指摘され、新たな研究の広がりを見せている。

第2に、天文学研究や加速器科学などその推進に大規模な施設・設備を要するいわゆるビッグサイエンスが、ますます大型化していることが挙げられる。実験機器等の開発は、その規模だけでなく、性能においても加速度的に進歩しており、最先端のビッグサイエンスを推進するためには、常に最新鋭の機器を必要とするため、多額の予算が要請される。このような状況にあっては、従来にも増して、ビッグサイエンスの推進に対する国民の理解と、厳正な評価の実施やそれに基づく研究資金の有効配分、有効活用が強く求められている。

第3に、この研究規模の大型化に加え、学術研究の高度化、多様化に伴い、近年、学術研究における国際協力へのニーズが一層高まっている。

第4に、学術研究をめぐる外的な状況変化として、人類の未来に立ちはだかっている地球環境問題、食料問題、エネルギー・資源問題等地球規模の問題がより一層明確に認識されるに至り、学術研究の成果による当該問題の解決が期待されている。また、地震予知や災害対策研究、がんやエイズの克服など人類にとって緊急に解決すべき課題も依然存在する。これらに対しては、各行政官庁が所管する国立試験研究機関における目的的な研究開発だけでなく、大学等における学術研究に対しても、国民各般からの期待が高まっている。

第5に、高度成長期を経て経済発展の速度の停滞、バブル経済崩壊後の経済状況の悪化、産業空洞化への懸念などを背景として、国立試験研究機関における研究開発のみならず、大学における学術研究に対しても、新産業の創出など経済的ニーズにも有効な成果を期待する声が、産業界をはじめとして国民からも高まってきている。

大学が社会的な存在であり、また、その研究資金が国民の理解と支援により確保されていることにかんがみ、学術研究の推進に当たっては、以上のような諸情勢の変化や社会的要請に無関心ではいられない状況に立ち至っている。

2.3 総合的な学術研究の推進

以上のような、学術研究をめぐる複雑な状況の変化によっても、大学における学術研究振興施策の根本が、学問の自由——研究者の自由な発想——を尊重することであることに些かな変化もない。しかしながら、学術研究をめぐる大きなうねりの中で、今後、より総合的で多角的な検討が求められ、国レベルの基本方策に関する意思決定が必要な時代になっているといえる。

以上に見たように多様な側面をもつ学術研究の重要性は、今後ますます増大することから、学術研究を未来への先行投資と位置付けつつ、大学を中心とする創造性豊かな研究活動を一層振興していくことが肝要となっている。

3 科学技術基本法の制定と基本計画の策定

平成7年11月、超党派による議員立法として「科学技術基本法」が制定された。同法は、科学技術（同法では、大学における研究を含み、人文科学のみに係るものを除くものとされている。）の振興に関する施策の基本となる事項を定め、科学技術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、我が国における科学技術の水準の向上を図り、もって我が国の経済社会の発展と国民の福祉の向上に寄与するとともに世界の科学技術の進歩と人類社会の持続的な発展に貢献することを目的としている。この目的を踏まえ、同法は、第9条において、「政府は、科学技術の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、科学技術の振興に関する基本的な計画を策定しなければならない」とし、基本計画には次の事項を定めるとしている。

- ① 研究開発の推進に関する総合的な方針
- ② 研究開発の推進のための環境の整備（研究施設及び研究設備の整備、研究開発に係る情報化の促進など）に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
- ③ その他科学技術の振興に関し必要な事項

また、科学技術基本法の国会審議の過程において、衆参両院の科学技術委員会が、基本計画に関し、

- ① 10年程度を見通した5年間の計画とすること、
- ② 講ずべき施策や規模などについて、できるだけ具体的な記述を行うよう努めること、
- ③ 制度面での改善を行うことにより、柔軟かつ競争的な研究環境を整備すること、

などの附帯決議を附している。

内閣総理大臣は、同法の制定を受け、平成7年11月、科学技術会議（議長：内閣総理大臣、文部省と科学技術庁が共同事務局）に対し、「科学技術基本計画について」を諮問した。

同会議では、関係省庁、関係団体などから直接意見を聴取するなど、国民各界各層からの意見ができるだけ反映されるよう努めつつ、精力的に審議を行い、平成8年6月24日「科学技術基本計画について」に対する答申を行った。政府は、この答申を受け、7月2日の閣議において、同答申と同一の内容をもって、政府としての「科学技術基本計画」とすることを決定した。

4 科学技術基本計画の概要

今回の基本計画は、①研究者・研究支援者の養成・確保、研究施設・設備の整備、研究資金の拡充などの具体的な研究振興施策について定めるだけでなく、②柔軟かつ競争的な研究環境実現のための種々の制度改善、厳正な評価の実施についても具体的な方向を示すとともに、③政府研究開発投資の倍増実現についても具体的な総額規模を明示するなど、閣議決定された政府計画としては異例とも言える具体的なアクション・プランとなっている点が大きな特徴であると言える。

4.1 研究開発推進の基本的方向と学術研究

基本計画は、科学技術基本法に基づき、人文科学のみに係る研究を除いた研究分野を対象として、学術研究のみならず、各省庁の国立試験研究機関や民間企業等において行われる主として実用的な技術開発を目指す目的指向の強い研究なども含め、我が国の研究開発全体を視野に入れて策定されている。したがって、基本計画は、具体的な施策に関する記述部分を除き、研究開発の基本的方向等については、できるだけ我が国の研究開発全体を通じた包括的な記述をすることを基本として策定されており、学術研究のみを個別に取り上げて記述するということは行われていない。

しかしながら、学術研究の特性・意義を踏まえ、基本計画においては、まず第1章の「研究開発推進の基本的方向」において、①我が国の研究開発資源を重点的に投入し、社会的、経済的ニーズに対応した研究開発を強力に推進するとともに、②物質の根源、宇宙の諸現象、生命現象の解明など新しい法則・原理の発見等により、人類が共有しうる知的資産を生み出し、人類の文化の発展に貢献する基礎研究を積極的に振興する、と記述している。また、研究開発の具体的な推進に当たっては、①自然科学と人文科学との相互のかかわり合いが科学技術の進歩にとって重要であることにかんがみ、両者の調和のとれた発展に留意すること、②研究者の自主性の尊重その他の大学等における研究の特性に十分配慮すること、が必要である旨を特に明記するなど、学術研究の意義・特性に配慮した記述がなされている。

4.2 研究者の養成・確保

将来の学術研究を担う優秀な若手研究者の養成・確保は、学術研究の振興を図る上で重要な課題である。このため、基本計画においては、研究者養成の中心的役割を果たす大学院の教育研究機能の質的強化、教員組織、施設・設備の充実等を推進することとしている。また、優秀な大学生が安心して大学院に進学できるよう、経済的支援の充実にも言及している。大学院の充実及び学生に対する経済的支援について、文部省では、①教育研究の高度化の重点的推進、②教育研究条件の飛躍的充実、③日本育英会の奨学制度、④ティーチング・アシスタント（TA）制度、⑤リサーチ・アシスタント（RA）制度の充実などの施策を行っている。

また、基本計画には、「ポストドクター等1万人支援計画」を平成12年度までに達成することが盛り込まれている。この支援計画は、平成7年6月の新与党三党合意の提唱を受けて開始されたもので、文部省・科学技術庁・通商産業省の3省庁合わせて、ポストドクター（博士課程修了者）及び大学院博士課程在学者を1万人支援するというものである。

4.3 研究支援者の確保

先進諸外国では研究者1人当たり、研究支援者約1人が確保されているのに対し、我が国の大学等においては、研究支援者の著しい不足が強く指摘されている。

基本計画においては、国立大学等の研究支援体制の強化を図るため、まず、実情に応じた研究支援部門の組織化促進及び研究支援業務の意義・役割を踏まえた処遇の確保を図りつつ、技術職員等を計画的に確保することとしている。その上で、国立大学等については、研究者1人当たりの研究支援者数が、英・独・仏並みの約1人となることを最終的な目標として、研究者2人当たりの研究支援者数ができるだけ早期に約1人となるように確保するという当面の目標を設定し、研究支援推進事業の拡充、リサーチ・アシスタント制度の拡充などの施策を講ずることとしている。

4.4 研究施設及び設備の整備

大学等の研究施設・設備の老朽化・狭隘化は著しく、高度な研究施設と最先端の研究設備の整備に対する要望はますます高まってきている。

このため、基本計画では、まず研究施設に関し、狭隘化の解消及び老朽施設の改築・改修に国立大学等で約1,200万 m^2 の整備が見込まれること、また、それに加え、独創的・先端的な学術研究の推進、国際研究交流の促進など新たなニーズに対応した学術研究環境の整備等も推進しなければならないことを踏まえ、適時適切な改築、改修時期の調査検討を行いつつ、計画的に整備していく必要があるとしている。また、

基本計画では、弾力的・流動的に使用できる研究施設の整備についても触れている。これは、競争的な研究費を獲得した研究チームが、研究費の交付を受けている期間に限り、研究費により得た研究設備等を持ち込むなどして、集中的に研究できる場を提供するものである。

研究設備に関しては、基本計画では、今日、学術研究における実験的研究は著しく高度化・精緻化し、大型化していることを踏まえ、国立大学等の研究設備について、①老朽化への対応を図るとともに、常に最先端の研究設備により研究を実施し得る研究環境を計画的に整備するため、所要の経費の拡充を図り、できるだけ早期に、購入後10年程度を経過した設備については順次更新していく、また、②集約できる分析機器等は、全学共同利用等による効率的使用の促進を図る、との方向が示されている。

4.5 研究情報基盤の整備

近年、学術研究の進展と情報通信技術の発達に伴い、学術情報の量的増大・質的多様化が急速に進んでおり、独創的・先端的な学術研究を生み出すための基盤として、研究者が必要とする学術情報を迅速・的確に提供するとともに、研究成果を国内外に発信するための体制整備が進んでいる。

基本計画では、①平成12年度までに、機関内ネットワーク（LAN）を全ての国の研究開発機関において整備する、②全ての国立大学等の学内LANのATM（非同期転送方式）化を引き続き進める、③研究活動の基盤となる論文等の文献データ、各種実験・観測データを含むファクトデータ等及びそれらのデータベースの着実な整備を進める、④大学等の研究者に対するデータベース化支援・維持経費の拡充及び文部省学術情報センターを中心とする支援の充実を図る、などの方針を示している。

また、①大学等に接続する学術情報ネットワークについて、できるだけ早期に米国並みの高速化（当面150Mbpsクラス）を図るとともに、ギガビットレベルの回線速度を目指すこと、②主要大学間の衛星通信を活用したネットワーク化を推進すること、が明記されている。

4.6 多元的な研究資金の拡充

研究者が研究を遂行する際に直接使用することになる研究資金（研究費）の拡充方策については、基本計画では、研究資金を「競争的資金」、「重点的資金」、「基盤的資金」の3類型に分けた上で、研究者が経常的に使用できる基盤的資金の充実を図りつつ、①資金の性格等に応じ多様な研究資金の流れを確保して研究者の研究費の選択の幅と自由度を拡大すること、②現状及び今後5年間の科学技術の振興を考慮すると、特に「競争的資金」を伸ばしてその比率を高め、柔軟かつ競

争的で開かれた研究開発環境を実現すること、が必要であるとしている。

「競争的資金」は、研究者間、研究開発機関間、セクター間等の競争と連携を通じ、研究開発活動の活性化を図っていく上で重要な資金であるとされている。大学等の学術研究においては、科学研究費補助金や平成8年度から導入された出資金を活用した新たな基礎研究推進のための経費（未来開拓学術研究推進事業による研究費）などが代表的な競争的資金である。

「重点的資金」は、基礎科学の重点的な推進を図るとともに、社会的・経済的ニーズに対応して大学等において行われる研究開発などが効果的かつ重点的に推進されるようにするために措置される資金である。

「基盤的資金」は、研究者の自主性に基づく基盤的な研究活動を着実かつ効果的に推進できるよう研究者が経常的に使用できる研究資金及び研究開発施設・設備の運営に係る経費など、文字通り研究の基盤を形成するために不可欠なものであり、基本計画でもその充実の必要性が示されている。大学等の学術研究においては、教官当積算校費などがこれに当たる。

4.7 私立大学における研究の充実

基本計画では、各項目について国公私を通じた具体的施策の展開について記述がなされているが、特に私立大学における研究の充実に関しては、私立大学が、我が国の高等教育機関の約8割を占め、多様な研究者を有するとともに、独自の建学の精神をもって多様で特色ある教育研究活動を実施していることなどを踏まえ、特に1節を立てて記述している。特に私立大学の研究基盤及び機能の充実を図る観点から、①研究の高度化を図るための研究装置及び設備への補助を拡充すること、②私立大学経常費補助金について、研究機能強化のための助成の充実と重点配分を図ること、③私立大学ハイテク・リサーチ・センター整備事業を推進するなど中核的な研究組織に対する支援を行い、社会的要請の強い研究プロジェクトの推進を図ること、④学校法人について、多様な民間資金の導入を促進するための所要の条件整備を行うこと、を具体的施策として示している。

4.8 研究分野における国際交流の充実

宇宙科学、加速器科学等のメガサイエンスは、大規模な施設・設備、広範な研究者及び技術者の取組等が必要であり、国際的な協力によることが不可欠な研究開発プロジェクトである。基本計画では、このようなメガサイエンスに我が国が主体的に取り組まなければならないとしている。この観点から、文部省では、欧州原子核研究機関（CERN）における大型陽子・陽子衝突型加速器（LHC）計画への参加などメガサ

イエンスにおける国際共同研究を積極的に推進するとともに、科学研究費補助金（国際学術研究）により、国公私立大学等の研究者グループが実施する国際的な共同研究等の支援の充実を図ることとしている。

また、国際的な交流の強化のための環境の整備について、学術研究関連としては、①国際的研究開発拠点の形成・整備、②外国人研究者の登用・受入れの促進、③外国人研究者受入れのため、日本語研修の充実、外国人宿舎の整備、家族に対する教育・文化活動の機会の提供等の生活支援を充実すること、④我が国の研究者の海外への派遣の機会の拡充、⑤国立大学等が実施する国際シンポジウムの開催の積極的支援、などが挙げられている。

4.9 産学官の人的交流促進

基本計画では、国立大学等と民間との共同研究を一層積極的に進めることとし、その際、民間研究施設等でも共同研究に従事することができる場合を拡大するなど、共同研究に係る規程等を早期に見直すことが示されている。これは、現在、国立大学等の研究者は原則として、「民間研究機関等の所有する特定の設備を使用することが必要であり、当該設備を国立学校に搬入することが困難な場合」でなければ、共同研究の相手方である民間研究施設等では研究ができないこととなっているため、その規制の緩和を検討しようとするものである。

また、基本計画では、研究休職により民間において国との共同研究等に参画する場合の休職期間の退職手当算定上の取扱いについて、できる限り早期に検討を行い、その結果を踏まえ適切に対応するとされている。これは、現在、国立試験研究機関等の研究者が、研究休職により民間において国との共同研究等に参画する場合については、研究交流促進法の規定により、退職手当算定上不利を被らないこととなっているのに対し、国立大学等の研究者については、当該休職期間の1/2しか通算されないこととなっているため、国立試験研究機関等の研究者と同様、休職期間のすべてが退職手当の対象期間に通算されるよう検討しようとするものである。

この他、基本計画では、国の研究者の勤務時間外における民間等での研究、指導等への従事に係る兼業の許可については、円滑な運用に努め、一定の要件を満たす場合には、原則として許可することができることを明確化するなどの措置を講ずることが必要であるとしている。文部省における兼業許可の緩和については、平成8年12月26日付で関係機関に対し、通知したところである。

4.10 研究に関する評価の実施

研究に関する評価の目的としては、①研究資金の効果的な配分と使用、②研究活動の活性化、が挙げられる。評価の実

施は、厳しい財政事情の中、政府の研究開発投資の拡充を図っていくに当たり、当然果たすべき責務であるとも言える。

基本計画においては、研究に係る評価を研究開発課題の評価、研究開発機関の評価、研究者の評価の3つに分けて記述しているが、それらに共通して指摘している事項として、①評価のための基準等を充実、整備すること、②外部有識者・専門家による評価も取り入れること、③人文科学の視点も十分に織り込んでいくこと、④評価の結果等についての情報開示に努めること、⑤評価の研究資金の配分への反映を図ること、⑥大学等については、自主性の尊重など大学等における研究の特性に十分配慮すること、などが挙げられる。

研究開発課題の評価については、計画段階、実施期間中、研究完了後等において、意義・目的、目標、資源配分等の妥当性の評価を行うこととされている。

研究開発機関の評価については、その研究能力が最大限に発揮されるような条件が整備され、研究成果があがるよう定期的に評価を行い、組織・人事管理、施設設備等の整備など研究開発機関の運営の改善を図るとしている。

国家公務員たる研究者の評価について、各機関の目的、性格等に応じ、効果的な研究の推進、適切な処遇の確保を図るため、適切に実施されることが必要であると指摘している。

さらに、今回の基本計画では、研究開発課題及び研究開発機関についての評価を充実し、効果的なものとするため、国の研究開発全般に共通する評価の実施方法の在り方についての大綱的指針を、平成8年度中に結論を得ることを目途に検討し、策定すると明記している。これを受け、大綱的指針の原案作成のために、平成8年9月に科学技術会議政策委員会の下に評価指針策定小委員会が設置され検討が行われている。なお、学術研究における研究評価の在り方については、従前より、学術審議会において審議が行われていたところであるが、基本計画が策定されたことを踏まえ、現在、意見のとりまとめに向けて精力的に審議が行われている。

4.11 政府研究開発投資の拡充

日本の研究開発投資の現状は、我が国全体で平成5、6年度と2年連続して減少し、民間では平成4年度から3年連続して減少するという、厳しい状況にある。このうち政府研究開発投資については、国防研究費の割合、民間活力の差異等により、単純に比較はできないものの、対GDP比率は欧米主要国の水準をかなり下回っている。

基本計画では、同計画に示した具体的な施策の推進を図るため、前述のような現状を踏まえ、計画期間内に政府研究開発投資の倍増を実現させる場合には、平成8～12年度の投資総額の規模を約17兆円とすることが必要であると具体的に金額を明示している。

これまでの政府決定においては、政府研究開発投資の早期倍増について言及した例はあったが、金額を明示した例はない。その意味でも、計画期間中の投資総額として17兆円が必要であることを明示した今回の基本計画は、画期的な政府計画であると言える。

基本計画においては、政府予算における「科学技術関係経費」をもって政府研究開発投資と位置付けている。科学技術関係経費とは、研究資金や研究プロジェクト経費、研究所の施設・設備整備費など研究推進に係る予算事項の経費の総称であり、文部省で言えば、科学研究費補助金や日本学術振興会の事業費、国立大学等の研究に係る経費、公私立大学への研究に係る補助金などが含まれている。その予算総額は、平成8年度で、文部省約1兆2,410億円、政府全体で約2兆8,110億円となっている。基本計画が必要と見込んでいる総額規模17兆円は、5年間の計画期間中の総投資額であり、この目標達成に向けては、非常に厳しい財政状況の中、政府として引き続き格段の努力をすることが必要であるといえる。

4.12 学校教育における理科教育・技術教育の充実

初等中等教育における理科教育については、観察・実験等の直接体験を通して自然に対する科学的な見方や考え方、関心・態度の育成及び論理的な思考力や問題解決能力等の育成が重要であり、現行の学習指導要領においてもこのような観点から内容の改善が図られている。また、技術教育については、モノづくりなどの実習を中心とした実践的・体験的な学習を重視した教育内容が推進されている。

広く科学に関心と理解をもった社会を構築する、あるいは研究者としての基礎を育むためには、学校教育における理科教育・技術教育が重要であることは言うまでもないことであるが、基本計画では、「科学技術に関する学習の振興及び理解の増進と関心の喚起」という1節を設け、初等中等教育における理科教育・技術教育の担当教員に対する各種の研修機会の充実などについて記述している。加えて、理科教育設備基

準に基づいて、理科実験・実習用の設備の整備を速やかに進めるほか、教育用コンピュータを、おおむね平成11年までに公立の小学校で22台（児童2人に1台）、中学校・普通科高等学校で42台（生徒1人に1台）を目標に整備を図るとともに、学習用ソフトウェアの開発・充実、教育用ソフトウェアライブラリセンターの全国的な推進を図ることとされている。また、科学学習センターの整備、産業教育施設・設備基準に基づく高等学校における産業教育の振興のための実験・実習施設・設備の整備、産業教育共同利用施設等の整備についても記述されている。

文部省では、小・中・高等学校において、児童・生徒が実体験を通じて抱いた興味や関心、心に刻まれた驚きや達成の喜びを大切に育み、一人一人の個性を生かした教育が推進されるよう、これらの諸施策を積極的に推進していくこととしている。

5 おわりに

以上概観したとおり、科学技術基本計画が策定され、我が国の今後5年間の科学技術振興施策の基本的方向がかなり具体的に提示された。文部省としても、本計画の記述内容を着実に実現するよう全力で取り組んでいかなければならない。

学術研究の振興を支えているのは、大学等における研究者や関係者、ひいては国民の方々の理解である。幸いにして、近年、学術研究に対する理解と期待・支援の声が、学術研究に直接関係している方々ばかりでなく、広く一般の方々からも寄せられていることを、大変心強く受け止めている。学術行政を担当する文部省としては、学術研究の意義を国民の方々に伝えるべく努力するとともに、その期待にこたえ、我が国において真に独創的な学術研究が展開されるよう、引き続き学術研究の振興のための諸施策を積極的に推進してまいりたい。

(1996年11月19日受付)